

株式会社クラレ 合併に係る事後開示書面

当社（吸収合併存続会社）は、クラレクラフレックス株式会社（吸収合併消滅会社）との間の2025年1月22日付合併契約に基づく吸収合併（以下「本合併」といいます）に関し、会社法第801条第1項に従い、下記のとおり会社法施行規則第200条に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025年5月1日

2. 吸収合併消滅会社における吸収合併の差止請求、反対株主の株式買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 吸収合併の差止請求

当社がクラレクラフレックス株式会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、差止請求について該当はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社がクラレクラフレックス株式会社の発行済株式の全部を所有しておりますので、株式の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求

クラレクラフレックス株式会社は、新株予約権を発行していません。

(4) 債権者の異議

クラレクラフレックス株式会社は、本合併に関し、会社法第789条第2項及び第3項並びに同社定款第5条に従い、2025年1月23日付の官報及び同日付の電子公告において公告を行いました。所定の期間内に、同社に対し、会社法第789条第1項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における吸収合併の差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 吸収合併の差止請求

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主には差止請求の権利はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主には株式の買取請求権はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、本合併に関し、会社法第799条第2項及び第3項並びに当社定款第5条に従い、2025年1月23日付の官報及び同日付の電子公告において公告を行いました。所定の期間内に、当社に対し、会社法第799条第1項に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日をもって、クラレクラフレックス株式会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

当社がクラレクラフレックス株式会社から承継した資産及び負債の額は、次のとおりです。

承継資産額	金 3,798,385,547 円
承継負債額	金 668,567,695 円

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（事前開示書面）に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く）

別紙のとおりです。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2025 年 5 月 13 日

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はございません。

2025 年 5 月 23 日

吸収合併存続会社

岡山県倉敷市酒津 1621 番地

株式会社クラレ

代表取締役社長 川原 仁



別紙 クラレクラフレックス株式会社 合併に係る事前開示書面

クラレクラフレックス株式会社 合併に係る事前開示書面

当社は、株式会社クラレを存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併を行うにあたり、会社法第782条第1項の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容及び会社法施行規則第182条に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 吸収合併契約の内容

当社は、2025年1月22日付で合併契約を締結しましたが、その内容は別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社（株式会社クラレ）は、吸収合併消滅会社（当社）の発行済株式全部を所有しているため、吸収合併消滅会社（当社）の株主に対し合併に際して株式の発行、金銭等の対価の交付は行いません。この他には、会社法施行規則第182条第1項第1号及び第2号に基づいて記載すべき事項はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

吸収合併消滅会社（クラレクラフレックス株式会社）は、新株予約権を発行していないため、会社法施行規則第182条第3号に基づいて記載すべき事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社（株式会社クラレ）の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙2のとおりです。その後の臨時計算書類はありません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度末日後の重要な後発事象

吸収合併存続会社（株式会社クラレ）において、最終事業年度末日（2023年12月31日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度末日後の重要な後発事象

吸収合併消滅会社（当社）において、最終事業年度末日（2023年12月31日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、以下のとおりです。

- 当社の乾式不織布の事業撤退、およびメルトブローン不織布の生産能力縮小
当社は2024年7月26日、乾式不織布の事業撤退、およびメルトブローン不織布の生産能力縮小を決定し、2025年3月末に乾式不織布の事業撤退を完了する予定です。

7. 吸収合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併後における吸収合併存続会社（株式会社クラレ）の債務（ただし、会社法第789条第1項の規定により吸収合併について異議を述べることができる当社の債権者に対して負担する債務に限る。）については、その履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておらず、履行の見込みがあると判断しています。

以上

2025年1月23日

岡山市南区海岸通二丁目4番9号
クラレクラフレックス株式会社
代表取締役社長 松尾 信次



別紙 1 吸収合併契約の内容

(添付のとおり)

合併契約書

株式会社クラレ（以下「甲」という。）とクラレクラフレックス株式会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間の吸収合併について次のとおり契約を締結する。

第1条（合併の方式）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併を行い、乙は解散する。

第2条（合併当事会社の住所名称）

合併当事会社の住所（本店所在地）及び名称は、以下のとおりである。

- 吸収合併存続会社：（住所）岡山県倉敷市酒津1621番地
（商号）株式会社クラレ
- 吸収合併消滅会社：（住所）岡山市南区海岸通二丁目4番9号
（商号）クラレクラフレックス株式会社

第3条（合併期日）

甲及び乙の合併の期日（以下「合併期日」という。）は2025年5月1日とし、合併期日を合併の効力発生日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要のあるときは、甲と乙が協議の上、書面にて合意した場合はこれを変更することができる。

第4条（新株の割当、資本金）

乙は甲の完全子会社であるため、甲は、合併に際して株式、金銭その他の財産の交付は行わず、資本金を増加しないものとする。

第5条（簡易合併、略式合併）

甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併の規定により、乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、それぞれ本契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

第6条（資産の承継）

乙は、2024年12月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎として、これに合併期日に至るまでの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を合併期日において甲に引継ぎ、甲はこれらを承継する。乙は、2024年12月31日から合併期日までの間において、その資産、負債又は権利義務に変動を生じたものについては、別途計算書を作成し甲に交付する。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後合併期日までの間、善良な管理者の注意をもってそれぞれ業務を遂行し、かつ一切の財産管理の運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には両当事者が協議し、書面にて確認する。

第8条（合併条件の変更）

本契約締結の日から合併期日に至る間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変更を生じたとき、又は隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、両当事者は協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。但し、本契約の変更又は解除は、両当事者の書面による合意によってのみなされるものとする。

第9条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の内容について疑義が生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議し、これを処理解決するものとする。

本契約成立の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が本書を保有する。

2025年1月22日

甲 岡山県倉敷市酒津1621番地
株式会社クラレ
代表取締役 川原 仁

乙 岡山市南区海岸通二丁目4番9号
クラレクラフレックス株式会社
代表取締役 松尾 信次

別紙2 株式会社クラレの最終事業年度に係る計算書類等
(添付のとおり)

第 1 4 3 期

2023年 1月 1日から
2023年12月31日まで

連結計算書類

株式会社クラレ

目 次

第1	連結貸借対照表	1頁
第2	連結損益計算書	2頁
第3	連結株主資本等変動計算書	3頁
第4	連結注記表	4頁
	連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等	4頁
	表示方法の変更に関する注記	8頁
	会計上の見積りに関する注記	9頁
	連結貸借対照表に関する注記	10頁
	連結損益計算書に関する注記	11頁
	連結株主資本等変動計算書に関する注記	12頁
	金融商品に関する注記	13頁
	収益認識に関する注記	16頁
	1株当たり情報に関する注記	17頁
	その他の注記	17頁

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	551,727	流動負債	200,571
現金及び預金	131,144	支払手形及び買掛金	49,124
受取手形、売掛金及び契約資産	161,904	短期借入金	40,014
有価証券	3,478	1年内返済予定の長期借入金	24,698
商品及び製品	146,924	未払費用	16,734
仕掛品	17,502	未払法人税等	11,033
原材料及び貯蔵品	63,601	賞与引当金	10,275
その他の他	28,040	その他	48,690
貸倒引当金	△869	固定負債	317,757
固定資産	702,757	社債	60,000
有形固定資産	526,977	長期借入金	157,312
建物及び構築物	110,214	繰延税金負債	18,754
機械装置及び運搬具	270,408	退職給付に係る負債	29,487
土地	22,618	資産除去債務	6,338
建設仮勘定	80,344	その他	45,864
その他の他	43,390	負債合計	518,329
無形固定資産	120,501	(純資産の部)	
のれん	55,386	株主資本	576,737
顧客関係資産	29,149	資本金	88,955
その他	35,965	資本剰余金	87,146
投資その他の資産	55,278	利益剰余金	426,290
投資有価証券	23,966	自己株式	△25,654
長期貸付金	140	その他の包括利益累計額	137,548
退職給付に係る資産	3,227	その他有価証券評価差額金	6,856
繰延税金資産	16,530	繰延ヘッジ損益	△53
その他の他	11,509	為替換算調整勘定	131,269
貸倒引当金	△95	退職給付に係る調整累計額	△524
		新株予約権	341
		非支配株主持分	21,529
		純資産合計	736,156
資産合計	1,254,485	負債純資産合計	1,254,485

連 結 損 益 計 算 書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上		780,938
売 上 原 高		540,956
販 売 費 及 び 一 般 利 管 理 費		239,982
営 業 外 利 及 び 収 配 当 金		164,506
営 業 外 利 及 び 収 配 当 金		75,475
受 取 分 法 による の 外 費	2,621	
支 払 替 換 の 利 差	200	
支 払 替 換 の 利 差	930	3,751
支 払 替 換 の 利 差	2,815	
支 払 替 換 の 利 差	2,611	
支 払 替 換 の 利 差	4,774	10,202
特 別 利 益		69,025
受 取 有 価 株 券 売 却 損	2,781	
受 取 有 価 株 券 売 却 損	1,216	
受 取 有 価 株 券 売 却 損	891	
受 取 有 価 株 券 売 却 損	715	5,604
特 別 損 失		
訴 訟 関 連 損 失	7,806	
減 損 損 失	4,390	
固 定 資 産 廃 棄 損 失	1,159	13,356
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		61,273
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	18,079	
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 額	908	18,987
当 期 純 利 益		42,285
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		△160
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		42,446

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	
当 期 首 残 高	88,955	87,152	399,910	△25,735	550,282
当期変動額					
剰余金の配当			△16,066		△16,066
親会社株主に帰属する 当期純利益			42,446		42,446
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		△6		85	79
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△6	26,379	80	26,454
当 期 末 残 高	88,955	87,146	426,290	△25,654	576,737

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当 期 首 残 高	5,769	611	90,555	△468	96,467	341	21,443	668,534
当期変動額								
剰余金の配当								△16,066
親会社株主に帰属する 当期純利益								42,446
自己株式の取得								△4
自己株式の処分								79
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,087	△664	40,714	△55	41,081	-	86	41,167
当 期 変 動 額 合 計	1,087	△664	40,714	△55	41,081	-	86	67,621
当 期 末 残 高	6,856	△53	131,269	△524	137,548	341	21,529	736,156

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：76社

(主要な連結子会社の名称)

主要な連結子会社名は、事業報告「1. クラレグループの現況に関する事項 11.重要な子会社の状況」に記載しています。

当連結会計年度において、連結子会社であった株式会社入間カントリー倶楽部の全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

(主要な非連結子会社の名称)

Kuraray South America Ltda.、Kuraray India Private Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その総資産合計額、売上高合計額、当期純損益の額のうち持分に見合う額の合計額及び利益剰余金の額のうち持分に見合う額の合計額等のいずれにおいても、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数：2社

(主要な会社等の名称) 禾欣可楽麗超織皮(嘉興)有限公司他

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

(主要な非連結子会社及び関連会社の名称)

Kuraray South America Ltda.、Cenapro Chemical Corporation

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益及び利益剰余金のうち持分に見合う額等のいずれにおいても、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・ 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

(b) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・・・・・ 時価法

(c) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品・・・・・・・・・・ 主として先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品・・・・・・・・・・ 主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の償却方法

(a) 有形固定資産・・・・・・・・・・

(リース資産及び使用権資産を除く)

主として定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物・・・・・・・・・・ 16年～50年

機械装置及び運搬具・・・・・・・・ 4年～10年

(b) 無形固定資産・・・・・・・・・・

(リース資産及び使用権資産を除く)

主として定額法

なお、主な償却年数は以下のとおりです。

のれん・・・・・・・・・・ 15年～20年

顧客関係資産・・・・・・・・・・ 9年～20年

ただし、金額的重要性の乏しいものは、発生年度に全額償却しています。

(c) リース資産・・・・・・・・・・

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(d) 使用権資産・・・・・・・・・・

海外関係会社については、「リース」(IFRS第16号) もしくは「リース」(ASC第842号) を適用しており、国際財務報告基準もしくは米国会計基準に基づく償却方法を採用しています。なお、使用権資産に係るリースの借手については、原則としてすべてのリースを連結貸借対照表に資産及び負債として計上しています。

(3) 重要な引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(b) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループにおいては、主として商品または製品の顧客への販売を行っています。商品または製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。

なお、機能材料セグメントにおける環境ソリューション事業、アクア事業及びその他セグメントにおけるエンジニアリング事業においては、顧客と工事契約を締結しています。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、原則として、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の見積り方法は、発生原価に基づくインプット法によっています。

収益は顧客との契約において約束された対価から、割戻し等を控除した著しい減額が生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しています。また、商品または製品の提供における役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しています。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでいません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引に係る為替予約及び原材料に係る商品スワップについては、繰延ヘッジ処理によ
っています。また、為替予約の一部については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップ
については特例処理によっています。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建金銭債権債務（予定取引を含む）
金利スワップ	支払利息
商品スワップ	原材料

(c) ヘッジ方針

当社及び連結子会社は、社内規定に定めた管理方針、主管部署、利用目的、実施基準に基づき、
金利変動リスク、為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしています。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約、金利スワップ及び原材料に係る商品スワップに関しては、重要
な条件の同一性を確認し、有効性を評価しています。なお、振当処理によっている為替予約、特例
処理によっている金利スワップに関しては、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有
効性の事後評価を省略しています。

（「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係）

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報
告 第40号 2022年3月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に
定められる特例的な取扱いを適用しています。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容
は、以下のとおりです。

- ヘッジ会計の方法・・・金利スワップの特例処理
- ヘッジ手段・・・・・・・・金利スワップ
- ヘッジ対象・・・・・・・・支払利息
- ヘッジ取引の種類・・・キャッシュ・フローを固定するもの

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

③ のれんの償却方法及び償却期間

投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却を行っていますが、重要性の乏しいものは発生年度に全額償却しています。

④ 金額表示に関する事項

金額表示は百万円未満切捨によっています。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記していた「流動負債」の「その他の引当金」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度から「その他」に含めて表示しています。

前連結会計年度において、独立掲記していた「固定負債」の「役員退職慰労引当金」及び「環境対策引当金」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度から「その他」に含めて表示しています。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「投資事業組合運用益」は、当連結会計年度においては「営業外費用」の「投資事業組合運用損」となりましたが、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度から「その他」に含めて表示しています。

前連結会計年度において、独立掲記していた「営業外費用」の「固定資産廃棄損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「その他」に含めて表示しています。

会計上の見積りに関する注記

(Calgon Carbon Corporationの取得により認識されたのれんに関する減損の兆候に関する判断)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

機能材料セグメントに属するCalgon Carbon Corporationを2018年12月期に取得した際に計上したのれん40,347百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

Calgon Carbon Corporationにおいては、原燃料価格や物流費の高騰の影響を受けているものの、活性炭市場の成長や環境規制強化への対応により事業が拡大しており、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても、のれん償却費計上後の営業損益はプラスとなっています。

当社グループは、同社の事業計画に基づき、翌連結会計年度以降も業績が引き続き伸長し、のれん償却費計上後の営業利益の計上が見込まれることも踏まえ、同社に係るのれんに減損の兆候は認められないと判断しています。

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

Calgon Carbon Corporationの事業計画においては、環境規制強化への対応や顧客企業の設備投資需要の伸長による売上高の増加、また原燃料価格の将来の動向による影響を考慮した将来の利益の見積り等を踏まえた予測が行われています。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積り及び仮定について、将来の予測不能な市場環境の変化等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失が計上される可能性があります。

(有形固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 526,977百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

資産のグルーピングについて、事業用資産は継続的に損益の把握を実施している管理会計上の区分を基礎としています。貸与資産、遊休資産、事業の廃止または再編成が決定している資産及び停止予定資産については、個々の資産ごととし、その他本社及び研究設備等は共用資産としてグルーピングを行っています。

各資産グループにおいて減損の認識が必要とされた場合、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。回収可能価額の見積りには使用価値または正味売却価額のいずれか高い方の金額を使用しています。使用価値は当該資産グループから得られると見込まれる将来キャッシュ・フローを使用しています。

②金額の算出に用いられた主要な仮定

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画を基礎としており、将来の利益見積り等を踏まえた予測が行われています。

③登連結会計年度の連結計算書類に与える影響

有形固定資産の減損の判定については、将来キャッシュ・フロー、正味売却価額等の前提条件に基づき実施しているため、これらの前提条件に変更があった場合には、減損損失が発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建物及び構築物	1,103 百万円
	土地	1,001 百万円
担保に係る債務	短期借入金	170 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,071,781百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

連結会社以外の以下の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っています。

社会福祉法人石井記念愛染園	131 百万円
---------------	---------

(2) 活性炭製造販売に係る損害賠償請求

特定活性炭の製造販売に係る独占禁止法違反行為に関連し、複数の地方公共団体より当社及び当社子会社を含む複数社に対して連帯して損害賠償金を支払うよう請求を受けています。また、このうち一部の地方公共団体から損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める訴訟が提起されています。なお、現時点では当社グループが負担すべき金額を合理的に見積ることは困難です。

4. 期末日満期手形等の会計処理

期末日満期手形及び確定期日現金決済（手形と同じ条件で手形期日に現金決済する方式）の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しています。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しています。

受取手形及び売掛金	3,361百万円
支払手形及び買掛金	5,658百万円
その他（流動負債）	699百万円

連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

(1) 資産のグルーピングの方法

事業用資産については、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っています。貸与資産、遊休資産、事業の廃止または再編成が決定している資産及び停止予定資産については、個々の資産で判定し、その他本社及び研究設備等は共用資産としています。

(2) 具体的な減損損失

(1) のグルーピングをもとに認識された減損損失は4,390百万円であり、重要なものは以下のとおりです。

場所	資産	用途	種類	減損損失額
茨城県神栖市 愛媛県西条市	事業用資産	バクスター事業関連資産	機械装置等	2,376百万円

事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの事業について、減損の兆候を個別に検討のうえ、回収可能価額が帳簿価額に満たない事業等について回収可能価額まで帳簿価額を減額しています。なお、回収可能価額は使用価値をもって測定し、将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて算出しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 354,863,603 株
2. 自己株式の種類及び株式数 普通株式 20,107,257 株
3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	7,697	23.00	2022年12月31日	2023年3月30日
2023年8月9日 取締役会	普通株式	8,368	25.00	2023年6月30日	2023年9月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,368	25.00	2023年12月31日	2024年3月28日

4. 新株予約権の目的となる当該株式会社株式の数

- (1) 2013年5月発行新株予約権 (2013年4月25日取締役会決議)
普通株式 4,500 株
- (2) 2014年5月発行新株予約権 (2014年4月25日取締役会決議)
普通株式 5,500 株
- (3) 2015年2月発行新株予約権 (2015年1月21日取締役会決議)
普通株式 9,000 株
- (4) 2016年2月発行新株予約権 (2016年1月20日取締役会決議)
普通株式 16,500 株
- (5) 2017年2月発行新株予約権 (2017年1月18日取締役会決議)
普通株式 28,500 株
- (6) 2018年2月発行新株予約権 (2018年1月17日取締役会決議)
普通株式 21,000 株
- (7) 2019年2月発行新株予約権 (2019年1月16日取締役会決議)
普通株式 37,000 株
- (8) 2020年2月発行新株予約権 (2020年1月22日取締役会決議)
普通株式 50,500 株
- (9) 2021年2月発行新株予約権 (2021年1月20日取締役会決議)
普通株式 81,000 株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を行うために必要な資金を、主に金融機関からの借入や社債発行により調達しています。また、余資は資金運用に関する社内規定に従い、安全性の高い金融資産で運用しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理運営に関する内部ルールに沿って低減を図っています。

貸付金・債務保証契約については、定期的に貸付先・債務保証先の財務状況を確認し、信用リスクを管理しています。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を確認しています。

デリバティブ取引は、内部管理規定に従い、実需の範囲内で行うこととしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	14,965	14,965	—
資産計	14,965	14,965	—
(2) 社債	60,000	59,371	△628
(3) 長期借入金	182,011	180,675	△1,336
負債計	242,011	240,046	△1,964
(4) デリバティブ取引(*1)	242	242	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しています。

(*2) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「有価証券」及び「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しています。

(注1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含めていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

非上場株式 7,681 百万円

(注2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他に準ずる事業体への出資は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。当該出資の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

投資事業有限責任組合等 1,319百万円

(注3) 長期借入金は、1年以内に返済期限を迎えるため1年内返済予定の長期借入金に区分したものを含んでいます。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14,965	—	—	14,965
デリバティブ取引				
通貨関連	—	191	—	191
金利関連	—	273	—	273
資産計	14,965	465	—	15,430
デリバティブ取引				
商品関連	—	222	—	222
負債計	—	222	—	222

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	59,371	—	59,371
長期借入金	—	180,675	—	180,675
負債計	—	240,046	—	240,046

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格によっています。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しています。

デリバティブ取引

為替予約、金利スワップ及び商品スワップの時価は、先物為替相場及び取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しています。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によって算定しており、レベル2の時価に分類しています。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によって算定しています。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
地域別の収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注)2	合計
	ビニルア セテート	イソ プレン	機能材料	繊維	トレー ディング	計		
日本	26,895	21,692	34,653	24,798	34,765	142,805	23,995	166,801
米国	85,582	6,463	71,201	6,746	76	170,070	1,263	171,333
中国	59,120	6,971	10,780	7,505	20,451	104,829	406	105,235
欧州	129,424	10,156	50,346	9,858	223	200,009	4,867	204,876
アジア	52,749	6,883	10,786	8,055	4,344	82,818	1,413	84,232
その他の 地域	37,528	804	7,924	910	420	47,588	871	48,459
計	391,300	52,970	185,692	57,875	60,281	748,120	32,818	780,938

(注1) 地域別の収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

(注2) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エンジニアリング事業等を含んでいます。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	151,504	160,762
契約資産	5,511	1,142
契約負債	5,982	9,248

契約資産は、進行中の工事契約の対価に対する権利に関するものです。契約負債は、顧客から受け取った前受金です。なお、契約負債の当連結会計年度期首残高は概ね当連結会計年度の収益として認識しています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から受け取る対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たりの純資産額 2,133円75銭
- 1 株当たりの当期純利益 126円80銭

その他の注記

(追加情報)

米国子会社における火災事故に関する訴訟の解決

2018年5月に米国子会社で発生した火災事故に関して提起された民事訴訟について、訴え却下の申立てが認められる見込みの1名を除き、係争中であったすべての原告との間で2023年4月に和解が成立しました。これに伴い、当連結会計年度の連結損益計算書において、本件訴訟を含む訴訟関連損失として7,806百万円を特別損失に計上しています。なお、この1名については、2023年7月に訴え却下の申立てが認められ、本件訴訟は解決しました。

第 1 4 3 期

2023年 1月 1日から
2023年12月31日まで

計算書類

株式会社クラレ

目 次

第1	貸借対照表	1頁
第2	損益計算書	2頁
第3	株主資本等変動計算書	3頁
第4	個別注記表	5頁
	重要な会計方針に係る事項に関する注記	5頁
	表示方法の変更に関する注記	7頁
	会計上の見積りに関する注記	8頁
	貸借対照表に関する注記	8頁
	損益計算書に関する注記	9頁
	株主資本等変動計算書に関する注記	10頁
	税効果会計に関する注記	10頁
	関連当事者との取引に関する注記	11頁
	収益認識に関する注記	12頁
	1株当たり情報に関する注記	12頁
	連結配当規制適用会社に関する注記	12頁

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		468,233	負債の部		426,853
流動資産	預金	105,605	流動負債	支払手形	483
現金	及び	1,232	買掛金	形金	27,875
受取	及び	65,927	短期借入金	金	33,700
商品	及び	48,551	1年内返済予定の長期借入金	務金	18,360
仕掛品	及び	9,709	未払金	務金	457
原材料	及び	18,225	未払費用	用金	21,204
短期借入金	の引当	211,357	未払費用	金	3,107
未倒産の引当	金	12,318	賞与引当	金	315,814
固定資産	金	6,137	その他負債	金	3,273
有形固定資産	金	△10,832	社債	他	2,577
建物	資産	565,325	長期借入金	債	207,891
構築物	資産	170,385	退職給付引当	金	60,000
機械	資産	41,176	退職給付引当	金	132,040
運搬装置	資産	11,122	退職給付引当	金	793
器具	資産	81,621	退職給付引当	金	13,650
備品	資産	63	退職給付引当	金	605
地産定産	資産	4,703	退職給付引当	金	802
不動産	資産	9,324	負債合計		634,745
投資用不動産	資産	1,135	株主資本		391,848
ア権定他産	資産	21,238	資本金		88,955
株式	資産	10,730	資本剰余金		87,120
証券	資産	9,632	資本剰余金		87,098
付当	資産	128	利益剰余金		22
他	資産	963	利益剰余金		241,426
証券	資産	6	利益剰余金		6,569
株式	資産	384,208	特別償却積立金		234,856
証券	資産	16,909	固定資産圧縮特別積立金		13
付当	資産	350,879	別途積立金		1,963
他	資産	202	繰越利益剰余金		43
証券	資産	37	繰越利益剰余金		85,000
付当	資産	8,469	繰越利益剰余金		147,836
他	資産	2,064	繰越利益剰余金		△25,654
証券	資産	5,727	繰越利益剰余金		6,623
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		6,611
他	資産	△81	繰越利益剰余金		12
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		341
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		398,812
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
他	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
証券	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558
付当	資産	△81	繰越利益剰余金		1,033,558

損益計算書
 (2023年1月1日から
 2023年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		253,693
売上原価		187,217
売上総利益		66,475
販売費及び一般管理費		58,766
営業利益		7,708
営業外収益		
受取利息及び配当金	18,871	
その他の	4,004	22,875
営業外費用		
支払利息	12,591	
その他	5,971	18,562
経常利益		12,022
特別利益		
投資有価証券売却益	891	
関係会社株式売却益	761	1,652
特別損失		
減損損失	2,681	
関係会社貸付金貸倒引当金繰入額	1,493	
固定資産廃棄損	649	4,824
税引前当期純利益		8,850
法人税、住民税及び事業税	510	
法人税等調整額	△121	389
当期純利益		8,461

株主資本等変動計算書
 (2023年 1月 1日から
 2023年 12月 31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	88,955	87,098	28	87,127
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
特別償却積立金の取崩				
圧縮記帳積立金の積立				
圧縮記帳積立金の取崩				
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立				
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△6	△6
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△6	△6
当 期 末 残 高	88,955	87,098	22	87,120

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金						利益剰余金合計
	利益準備金	その他利益剰余金					
	特別償却積立金	圧縮記帳積立金	退職給付 繰上り引当金	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	6,569	29	1,930	124	85,000	155,377	249,032
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△16,066	△16,066
当 期 純 利 益						8,461	8,461
特別償却積立金の取崩		△15				15	-
圧縮記帳積立金の積立			121			△121	-
圧縮記帳積立金の取崩			△88			88	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立				43		△43	-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩				△124		124	-
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	△15	32	△81	-	△7,541	△7,605
当 期 末 残 高	6,569	13	1,963	43	85,000	147,836	241,426

(単位:百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△25,735	399,379	5,569	32	5,602	341	405,322
当期変動額							
剰余金の配当		△16,066					△16,066
当期純利益		8,461					8,461
特別償却積立金の取崩		-					-
圧縮記帳積立金の積立		-					-
圧縮記帳積立金の取崩		-					-
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		-					-
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		-					-
自己株式の取得	△4	△4					△4
自己株式の処分	85	79					79
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,041	△20	1,021		1,021
当期変動額合計	80	△7,530	1,041	△20	1,021	-	△6,509
当期末残高	△25,654	391,848	6,611	12	6,623	341	398,812

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・ 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料・仕掛品・・・・・・・・・・ 先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 定額法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物・・・・・・・・・・31年～50年

機械装置・・・・・・・・主として10年

無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

リース資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社においては、主として製品の顧客への販売を行っています。製品の販売については、引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しています。

収益は顧客との契約において約束された対価から、割戻し等を控除した著しい減額が生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しています。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重要な金融要素は含んでいません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

外貨建予定取引に係る為替予約については、繰延ヘッジ処理によっています。また、外貨建貸付金に係る為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっています。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建貸付金、外貨建予定取引
金利スワップ	支払利息

(c) ヘッジ方針

当社は社内規定に定めた管理方針、主管部署、利用目的、実施基準に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしています。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引に係る為替予約に関しては、重要な条件の同一性を確認し、有効性を評価しています。なお、振当処理によっている為替予約、特例処理によっている金利スワップに関しては、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の事後評価を省略しています。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(3) 金額表示に関する事項

金額表示は百万円未満切捨によっています。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記していた「固定負債」の「環境対策引当金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度から「その他」に含めて表示しています。

会計上の見積りに関する注記

(有形固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 170,385百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

会計上の見積りの内容に関する情報については、連結注記表（会計上の見積りに関する注記）「有形固定資産の減損」に同一の内容を記載しているため、省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

662,912百万円

2. 偶発債務

(1) 保証債務

以下の会社の販売先との契約に係る履行義務及びリース取引等に対し、債務保証を行っています。

社会福祉法人石井記念愛染園 131百万円

Calgon Carbon Corporation 6,052百万円

Kuraray America, Inc. 4,343百万円

Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd. 26百万円

(2) 活性炭製造販売に係る損害賠償請求

特定活性炭の製造販売に係る独占禁止法違反行為に関連し、複数の地方公共団体より当社を含む複数社に対して連帯して損害賠償金を支払うよう請求を受けています。また、このうち一部の地方公共団体から損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める訴訟が提起されています。なお、現時点では当社が負担すべき金額を合理的に見積ることは困難です。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 274,389百万円

短期金銭債務 332,095百万円

4. 期末日満期手形等の会計処理

期末日満期手形及び確定期日現金決済（手形と同じ条件で手形期日に現金決済する方式）の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しています。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しています。

受	取	手	形	196	百万円
売		掛	金	8,396	百万円
未	収	入	金	79	百万円
支	払	手	形	126	百万円
買		掛	金	4,963	百万円
未		払	金	621	百万円

損益計算書に関する注記

(関係会社との取引高)

売	上	高	167,471	百万円
仕	入	高	43,589	百万円
営業取引以外の取引高			35,546	百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 354,863,603 株
2. 自己株式の種類及び株式数 普通株式 20,107,257 株
3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月29日 定時株主総会	普通株式	7,697	23.00	2022年12月31日	2023年3月30日
2023年8月9日 取締役会	普通株式	8,368	25.00	2023年6月30日	2023年9月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,368	25.00	2023年12月31日	2024年3月28日

4. 新株予約権の目的となる当該株式会社の株式の数

- (1) 2013年5月発行新株予約権 (2013年4月25日取締役会決議)
普通株式 4,500 株
- (2) 2014年5月発行新株予約権 (2014年4月25日取締役会決議)
普通株式 5,500 株
- (3) 2015年2月発行新株予約権 (2015年1月21日取締役会決議)
普通株式 9,000 株
- (4) 2016年2月発行新株予約権 (2016年1月20日取締役会決議)
普通株式 16,500 株
- (5) 2017年2月発行新株予約権 (2017年1月18日取締役会決議)
普通株式 28,500 株
- (6) 2018年2月発行新株予約権 (2018年1月17日取締役会決議)
普通株式 21,000 株
- (7) 2019年2月発行新株予約権 (2019年1月16日取締役会決議)
普通株式 37,000 株
- (8) 2020年2月発行新株予約権 (2020年1月22日取締役会決議)
普通株式 50,500 株
- (9) 2021年2月発行新株予約権 (2021年1月20日取締役会決議)
普通株式 81,000 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主たる原因は、有価証券評価損失、退職給付引当金等であり、評価性引当額は9,077百万円です。

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	クラレトレーディング株式会社	直接 100%	当社製品の販売 製品の購入	製品の販売※1	97,880	売掛金	29,725
				グループ内の資金一元管理に伴う資金の受入※2	29,132	預り金	29,694
				利息の支払※2	141	未払金	14
子会社	クラレノリタケデントル株式会社	直接 66.7%	なし	グループ内の資金一元管理に伴う資金の受入※2	17,318	預り金	19,195
				利息の支払※2	0	未払金	—
子会社	Kuraray Holdings U.S.A., Inc.	直接 100%	当社の北米における関係会社の株式保有	グループ内の資金一元管理に伴う資金の受入※2	123,422	預り金	126,920
				利息の支払※2	6,705	未払金	1,842
子会社	Kuraray America, Inc.	間接 100%	当社製品の販売 製品の購入	グループ内の資金一元管理に伴う資金の貸付※2	107,128	短期貸付金	104,835
				利息の受取※2	6,439	未収入金	1,718
子会社	MonoSol, LLC	間接 100%	当社製品の販売 製品の購入	グループ内の資金一元管理に伴う資金の受入※2	43,515	預り金	47,982
				利息の支払※2	2,385	未払金	697
子会社	Calgon Carbon Corporation	間接 100%	当社製品の販売 製品の購入	グループ内の資金一元管理に伴う資金の貸付※2	38,702	短期貸付金	37,576
				利息の受取※2	2,334	未収入金	621
子会社	Kuraray Europe GmbH	直接 100%	当社製品の販売 製品の購入	グループ内の資金一元管理に伴う資金の受入※2	22,352	預り金	33,602
				利息の支払※2	776	未払金	311
子会社	EVAL Europe N.V.	間接 100%	当社製品の販売 製品の購入	グループ内の資金一元管理に伴う資金の受入※2	12,322	預り金	15,479
				利息の支払※2	417	未払金	152

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Chemviron S.A.	間接 100%	当社製品の販売 製品の購入	グループ内の資 金一元管理に伴 う資金の貸付※2	17,476	短期貸付金	17,239
				利息の支払※2	627	未払金	195
子会社	Kuraray Advanced Chemicals (Thailand) Co., Ltd.	間接 100%	なし	主に設備資金の 貸付※2	18,710	短期貸付金	20,445
				利息の受取※2	487	未収入金	119
子会社	可楽麗香港有限公司	直接 100%	当社製品の販売 製品の購入	グループ内の資 金一元管理に伴 う資金の受入※2	13,615	預り金	14,886
				利息の支払※2	759	未払金	219

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しています。

※2 資金の受入及び資金の貸付については、市場金利に基づく利率を適用しています。

2. 資金の受入及び資金の貸付の取引金額については、当期における平均残高を記載しています。

3. 子会社への貸倒懸念債権について、10,515百万円の貸倒引当金を計上しています。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針に係る事項に関する注記「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たりの純資産額 1,190円33銭
- 1 株当たりの当期純利益 25円28銭

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制適用会社です。

第 1 4 3 期

2023年 1月 1日から
2023年12月31日まで

事業報告

株式会社 クラレ

1 クラレグループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

全般的状況

当期における世界経済は、欧州では金融引き締め継続による経済活動の停滞、中国では不動産市場低迷などによる成長の鈍化、加えて各地における地政学的な緊張などにより、年後半にかけて減速の傾向が強まりました。

かかる環境下、当社グループの業績は、売上高は前期比24,562百万円（3.2%）増の780,938百万円、営業利益は11,663百万円（13.4%）減の75,475百万円、経常利益は15,035百万円（17.9%）減の69,025百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は11,861百万円（21.8%）減の42,446百万円となりました。

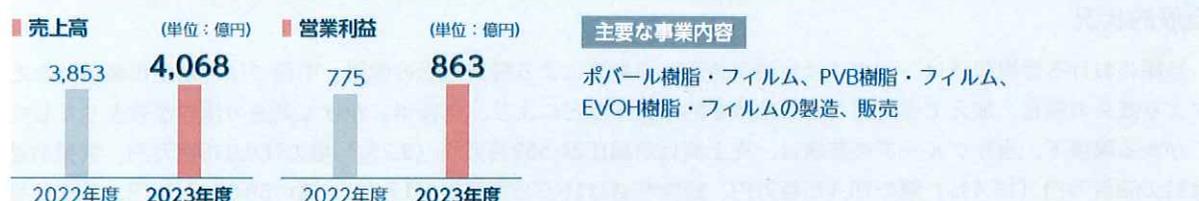
当社グループは、2022年度からスタートした中期経営計画「PASSION 2026」に掲げる3つの挑戦、①機会としてのサステナビリティ、②ネットワーキングから始めるイノベーション、③人と組織のトランスフォーメーション、を継続推進することで、顧客、社会、地球に貢献し、持続的な成長を目指します。

なお、2018年5月に米国子会社で発生した火災事故に関して提起された民事訴訟について、訴え却下の申立てが認められる見込みの1名を除き、係争中であったすべての原告との間で2023年4月に和解が成立しました。これに伴い、当期において、本件訴訟などに関する訴訟関連損失として7,806百万円を特別損失に計上しています。なお、この1名については、2023年7月に訴え却下の申立てが認められ、本件訴訟は解決しました。

セグメント別の状況

セグメント別の状況は次のとおりです。

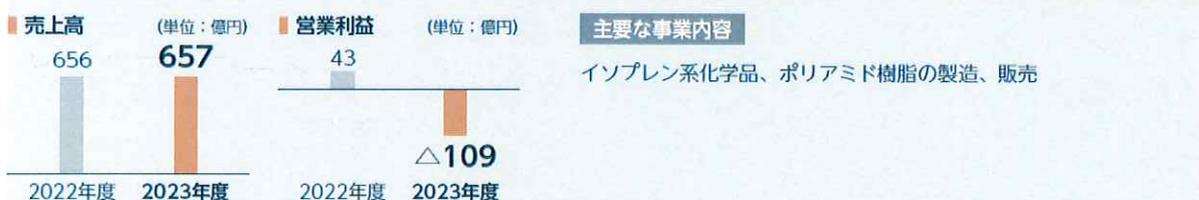
ビニルアセテート



当セグメントの売上高は406,771百万円（前期比5.6%増）、営業利益は86,344百万円（同11.3%増）となりました。

- ①ポパール樹脂は、高付加価値品へのシフトを進めました。一方で、欧米を中心に需要が減退し、販売数量は減少しました。光学用ポパールフィルムは、液晶パネルの在庫調整が一巡し、段階的に出荷が回復しました。高機能中間膜は、PVBフィルムの建築用途で欧州を中心に需要減退が見られたものの、自動車用途は堅調に推移しました。水溶性ポパールフィルムは、引き続きインフレによる買い控えなどの影響を受けたものの、年後半には回復の兆しが見られました。
- ②EVOH樹脂〈エパール〉は、自動車用途は堅調に推移したものの、食品包装用途は年後半に一時的な需要の落ち込みがあり、販売数量が減少しました。

イソプレン



当セグメントの売上高は65,683百万円（前期比0.1%増）、営業損失は10,871百万円（前期は営業利益4,270百万円）となりました。なお、タイの新プラントは2月より順次稼働を開始しました。

- ①イソプレンケミカル、エラストマーは、需要低迷に加え、競争激化の影響を受けました。
- ②耐熱性ポリアミド樹脂〈ジェネスタ〉は、自動車用途は回復基調にあるものの、電気・電子用途はデバイスの需要回復が遅れました。

機能材料



当セグメントの売上高は189,794百万円（前期比9.0%増）、営業利益は10,323百万円（同20.4%増）となりました。

- ①メタアクリルは、電気・電子用途はデバイスの需要回復の遅れに加え、原燃料価格上昇の影響を受けました。
- ②メディカルは、審美治療用歯科材料の販売が欧米を中心に好調に推移しました。
- ③環境ソリューションは、欧州は景気減速の影響を受けたものの、北米の飲料水用途などで需要が増え、活性炭の販売が堅調に推移しました。

繊維



当セグメントの売上高は61,858百万円（前期比7.5%減）、営業利益は1,827百万円（同72.9%減）となりました。

- ①人工皮革〈クラリーノ〉は、自動車用途やスポーツ用途で回復が進みましたが、ラグジュアリー用途などで需要減退の影響を受け、出荷が減少しました。
- ②繊維資材は、ピニロンは欧州向けが低調でしたが、米国などで自動車用途に回復の兆しが見られました。また、〈ベクトラン〉は輸出を中心に堅調に推移しました。
- ③生活資材は、〈クラフレックス〉で外食産業の需要が低調でした。

トレーディング



当セグメントの売上高は61,588百万円（前期比4.7%増）、営業利益は5,183百万円（同1.2%増）となりました。
①繊維関連事業は、資材分野は苦戦しましたが、スポーツ衣料用途が好調に推移しました。
②樹脂・化成成品関連事業は、年後半にアジア市場での販売が拡大しました。

その他



その他事業の売上高は45,672百万円（前期比12.3%減）、営業利益は506百万円（同81.1%減）となりました。

(注) 本事業報告に記載の ◁ を付した名称は、クラレグループの商標または登録商標です。

2. クラレグループが対処すべき課題

クラレグループは、企業ステートメントの使命「世のため人のため、他人（ひと）のやれないことをやる」のもと、創立100周年となる2026年度に向けた長期ビジョン『Kuraray Vision 2026』で掲げる「独自の技術に新たな要素を取り込み、顧客、社会、地球に貢献し、持続的に成長するスペシャリティ化学企業」を目指しています。

当社グループは、この長期ビジョン『Kuraray Vision 2026』の実現に向けて、2022年度から始まった5ヶ年の中期経営計画「PASSION 2026」で以下3つの挑戦を設定しています。

①機会としてのサステナビリティ

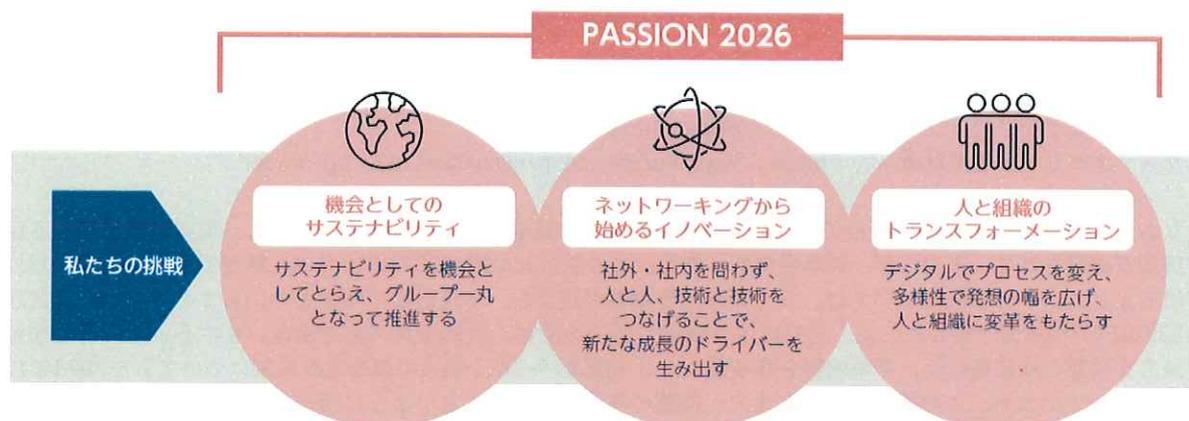
サステナビリティを機会としてとらえ、グループ一丸となって推進します。

②ネットワーキングから始めるイノベーション

社外・社内を問わず、人と人、技術と技術をつなげることで、新たな成長のドライバーを生み出します。

③人と組織のトランスフォーメーション

デジタルでプロセスを変え、多様性で発想の幅を広げ、人と組織に変革をもたらします。



中期経営計画「PASSION 2026」の3年目となる2024年度の経済環境は、各地における地政学リスク、中国の景気低迷など不透明な状況が続くものの、インフレ圧力の緩和により金融政策の見直しが見られることで、年後半には緩やかに回復に向かうことが期待されます。かかる環境下、当社グループでは、イソプレン タイ拠点に加えて、新たに立ち上がる米国での活性炭製造設備、光学用ポリアルフィルム生産設備、水溶性ポリアルフィルム ポーランド新工場などを早期に安定稼働させるとともに、事業ポートフォリオの高度化への議論をより深く行っていきます。当社グループは創立100周年となる2026年度に向け、持続的に成長するスペシャリティ化学企業として今後も挑戦し続けます。

当社は株主の皆様に対する利益配分を経営の重要課題と位置付け、中期経営計画「PASSION 2026」期間中においては、親会社株主に帰属する当期純利益に対する総還元性向35%以上、かつ1株につき年間配当金40円以上を基本方針としています。この方針のもと、2023年度の間配当金は1株につき25円、期末配当金は25円とさせていただきます予定であり、当期の年間配当金（予想）は50円となります。

また、当社グループは創業当時から、事業活動を通じ自然環境・生活環境の向上を目指すことで社会の持続可能な発展に貢献する経営を行ってきました。サステナビリティを重要な経営戦略の一つととらえ、当社と社会が持続的に発展するための優先すべき重要課題（マテリアリティ）を経営レベルで選定し、課題の解決に全社的に取り組んでいます。

中期経営計画「PASSION 2026」においては、当社グループが取り組むサステナビリティに関連する施策を「サステナビリティ中期計画」としてまとめています。

気候変動については気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同を表明し、TCFDが推奨する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」の4項目で開示の充実に努めています。当社グループはサステナビリティを積極的に推進し、独自性の高い技術と製品で自然環境と人々の豊かな生活に貢献してまいります。当社グループのサステナビリティに関する取り組みの詳細やTCFDの枠組みに基づく開示については、当社のホームページに掲載しています。

クラレレポート（統合報告書） https://www.kuraray.co.jp/csr/report_backnumber

サステナビリティウェブサイト <https://www.kuraray.co.jp/csr>

サステナビリティ中期計画 <https://www.kuraray.co.jp/csr/report2023/4p-model>

なお、2018年5月に米国子会社で外部委託業者の作業員に負傷を伴う火災事故が発生し、損害賠償を求める民事訴訟が提起されていましたが、係争中であつたすべての原告との間で2023年4月に和解が成立し、本件訴訟は解決しました。本件事故においては、多くの外注作業員が被災し、本件訴訟の解決までにおよそ5年間の月日と約800億円の和解金を要しました。当社は本件訴訟の解決を受け、社外役員（独立役員）を中心とする事故検証委員会を設置し検証を行い、その内容を取り纏めた「米国エパール工場火災事故検証結果について」を2023年12月に公表しています。この検証結果を踏まえ、同種の事故を繰り返さないように再発防止策を着実に実行していくとともに、本件事故の検証結果を当社グループ内に水平展開することで、当社グループ全体の安全管理体制・リスク管理体制の更なる強化を目指していきます。

3. 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の主なものは、次のとおりです。

① 当期中に完成した主要設備

- ・ Kuraray GC Advanced Materials Co., Ltd. および Kuraray Advanced Chemicals (Thailand) Co., Ltd. 化学品生産プラントの新設（インフレン事業）

② 当期継続中の主要設備の新設、拡充

- ・ 当社
光学用ポリアルフィルム生産設備の増設（ビニルアセテート事業）
- ・ Calgon Carbon Corporation
活性炭生産設備の増設（機能材料事業）

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき重要な事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき重要な事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、連結子会社であった株式会社入間カントリー倶楽部の全株式を、リソル株式会社に2023年8月に譲渡しました。

8. 資金調達の状況

当期の資金需要に対応するため、金融機関からの借入により資金調達を行いました。

9. 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	20,388百万円
株式会社みずほ銀行	18,003百万円
日本生命保険相互会社	16,900百万円
株式会社中国銀行	16,683百万円
株式会社日本政策投資銀行	16,000百万円

(注) 1. 上記の借入残高には、借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 上記のほか、シンジケートローンによる借入が70,000百万円あります。

10. 財産および損益の状況の推移

区分	2020年度 (第140期)	2021年度 (第141期)	2022年度 (第142期)	2023年度(当期) (第143期)
売上高 (百万円)	541,797	629,370	756,376	780,938
営業利益 (百万円)	44,341	72,256	87,139	75,475
経常利益 (百万円)	39,740	68,765	84,060	69,025
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,570	37,262	54,307	42,446
1株当たり当期純利益 (円)	7.48	108.32	161.13	126.80
総資産 (百万円)	1,051,584	1,091,014	1,221,533	1,254,485
純資産 (百万円)	515,481	579,602	668,534	736,156

(注) 第142期から「収益認識に関する会計基準」等を適用しているため、第142期以降にかかる各数値については当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

11. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
クラレトレーディング株式会社	百万円 2,200	100.0	繊維製品、樹脂、化学品の輸出入、販売
クラレノリタケデンタル株式会社	百万円 300	66.7	歯科材料の製造、販売
クラレプラスチック株式会社	百万円 180	100.0	ゴム、化成品の成型品、樹脂コンパウンド、ラミネート製品の製造、販売
クラレエンジニアリング株式会社	百万円 150	100.0	各種プラントの設計、施工
クラレテクノ株式会社	百万円 100	100.0	生産付帯業務、物流サービスの受託および人材派遣・紹介業
クラレクラフレックス株式会社	百万円 100	100.0	不織布製品の製造、加工、販売
クラレファスニング株式会社	百万円 100	70.0	面ファスナーおよびその関連製品の製造、販売
Kuraray Holdings U.S.A., Inc.	千米ドル 865,031	100.0	米国子会社の持株・統括機能
Kuraray America, Inc.	千米ドル 10,101	(100.0)	繊維製品、樹脂、化学品の輸出入、販売およびポリアル樹脂、PVB樹脂・フィルム、EVOH樹脂、熱可塑性エラストマーの製造、販売
MonoSol, LLC	千米ドル 59,050	(100.0)	産業用ポリアルフィルムの製造、販売
Calgon Carbon Corporation	千米ドル 618	(100.0)	活性炭および水処理機器の製造、販売
Kuraray Europe GmbH	千ユーロ 31,188	100.0	繊維製品、化学品の輸出入、販売およびポリアル樹脂、PVB樹脂・フィルムの製造、販売
EVAL Europe N.V.	千ユーロ 29,747	(100.0)	EVOH樹脂の製造、販売
Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd.	千米ドル 29,775	100.0	ポリアル樹脂の製造、販売
可楽麗国際貿易(上海)有限公司	千米ドル 8,000	100.0	樹脂、化学品の輸入、販売
可楽麗管理(上海)有限公司	千米ドル 3,000	100.0	中国内グループ会社へのファイナンス・間接機能提供および当社グループの中国事業拡大・進出検討支援
可楽麗亜克力(張家港)有限公司	千米ドル 15,280	100.0	アクリル樹脂板の製造、販売
可楽麗香港有限公司	千香港ドル 4,650	100.0	人工皮革の販売
Kuraray Korea Ltd.	百万ウォン 2,107	100.0	PVBフィルムの製造、販売
Plantic Technologies Limited	千米ドル 131,511	100.0	バイオマス由来〈PLANTIC〉フィルムの製造、販売
Kuraray Specialities (Thailand) Co., Ltd.	百万タイバーツ 5,718	(100.0)	樹脂、化学品の輸入、販売、市場開発
Kuraray Advanced Chemicals (Thailand) Co., Ltd.	百万タイバーツ 2,700	(100.0)	イソブチレン誘導品MPDの製造、販売
Kuraray SC (Thailand) Co., Ltd.	百万タイバーツ 3,747	(80.0)	Kuraray GC Advanced Materials Co., Ltd.の持株機能
Kuraray GC Advanced Materials Co., Ltd.	百万タイバーツ 5,600	(53.3)	ブタジエン誘導品の製造、販売

(注) 「当社の出資比率」欄の(内書)は間接所有を含めた割合です。

12. 主要な拠点

	名称	所在地
当社	本社 大阪事業所 倉敷事業所 西条事業所 岡山事業所 新潟事業所 鹿島事業所 鶴海事業所 くらしき研究センター つくば研究センター	東京都千代田区 大阪市 岡山県倉敷市 愛媛県西条市 岡山市 新潟県胎内市 茨城県神栖市 岡山県備前市 岡山県倉敷市 茨城県つくば市
当社グループ会社 (国内)	クラレトレーディング株式会社 クラレノリタケデンタル株式会社 クラレプラスチック株式会社 クラレエンジニアリング株式会社 クラレテクノ株式会社 クラレクラフレックス株式会社 クラレファスニング株式会社	大阪市 東京都千代田区 大阪市 大阪市 大阪市 大阪市 大阪市
当社グループ会社 (海外)	Kuraray America, Inc. MonoSol, LLC Calgon Carbon Corporation Kuraray Europe GmbH EVAL Europe N.V. Kuraray Asia Pacific Pte. Ltd. 可楽麗管理（上海）有限公司 可楽麗国際貿易（上海）有限公司 可楽麗亚克力（張家港）有限公司 可楽麗香港有限公司 Kuraray Korea Ltd. Kuraray GC Advanced Materials Co., Ltd. Kuraray Advanced Chemicals (Thailand) Co., Ltd. Kuraray India Private Limited Plantic Technologies Limited Kuraray South America Ltda.	米国 米国、英国 米国、英国、イタリア、ベルギー、フランス、 中国 ドイツ ベルギー シンガポール 中国 中国 中国 香港 韓国 タイ タイ インド オーストラリア ブラジル

13. 従業員の状況

セグメント区分	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
ビニルアセテート	4,432	109
イソプレン	1,133	24
機能材料	3,037	113
繊維	1,655	△1
トレーディング	433	8
その他	961	△54
全社 (共通)	255	4
合計	11,906	203

14. その他クラレグループの現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2 当社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数

1,000,000,000株

2. 発行済株式の総数

354,863,603株

(自己株式 20,107,257株を含む)

3. 株主数

99,733名



4. 大株主

株主名	持株数(千株)	出資比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	64,245	19.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	29,688	8.87
全国共済農業協同組合連合会	10,882	3.25
日本生命保険相互会社	10,448	3.12
クラレ従業員持株会	6,166	1.84
JPモルガン証券株式会社	6,121	1.83
明治安田生命保険相互会社	5,372	1.60
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	4,869	1.45
クラレ持株会	4,697	1.40
日本証券金融株式会社	4,611	1.38

(注)「出資比率」は自己株式(20,107,257株)を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は、次のとおりです。

役員区分	対象人員	株式数
取締役(社外取締役を除く)	6名	24,500株

(注)当社の株式報酬の内容につきましては、15頁「4. 役員の報酬等の総額」に記載しております。

3 当社の役員に関する事項

1. 取締役および監査役

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	川原 仁	
取締役 (代表取締役) (専務執行役員)	早瀬 博章	当社ビニルアセテート樹脂カンパニー管掌、ビニルアセテートフィルムカンパニー管掌、ビニルアセテートフィルムカンパニー長
取締役会長	伊藤 正明	社会医療法人同心会西条中央病院理事長
取締役 (専務執行役員)	佐野 義正	当社繊維カンパニー長、大阪事業所担当
取締役 (常務執行役員)	多賀 敬治	当社経営企画室担当、サステナビリティ推進本部担当、DX-IT本部担当、経理・財務本部担当
取締役 (常務執行役員)	マティアス グトヴァイラー	Kuraray Europe GmbH社長
取締役 (常務執行役員)	高井 信彦	当社機能材料カンパニー長
取締役	浜野 潤	公益財団法人大原記念労働科学研究所理事長 公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構代表理事理事長
取締役	村田 啓子	東京都立大学名誉教授 立正大学大学院経済学研究科教授
取締役	田中 聡	積水ハウス株式会社代表取締役副社長執行役員 IHH Healthcare Berhad, Independent Director
取締役	井戸 清人	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー社外取締役
常勤監査役	中山 和大	
常勤監査役	上原 直哉	
監査役	永濱 光弘	アズビル株式会社社外取締役、日本精工株式会社社外取締役
監査役	谷津 朋美	弁護士（谷津法律会計事務所代表）、SMBC日興証券株式会社社外取締役、協和キリン株式会社社外監査役
監査役	小松 健次	株式会社ロングリーチビジネスパートナーズ代表取締役会長

- (注) 1. 取締役のうち、浜野 潤、村田啓子、田中 聡、井戸清人の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
 2. 監査役のうち、永濱光弘、谷津朋美、小松健次の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 3. 監査役永濱光弘氏は、長年金融証券業務に携わり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役谷津朋美氏は、公認会計士資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役浜野 潤、村田啓子、田中 聡、井戸清人および監査役永濱光弘、谷津朋美、小松健次の各氏を、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

5. 当社と公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構との間には特別な関係はありません。また、当社は、社会貢献活動の一環として、公益財団法人大原記念労働科学研究所の研究活動への支援のため、維持会費の支払いを行っておりますが、当該会費の年間支払額は1百万円未満であり、浜野 潤氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
6. 当社と東京都立大学および立正大学との間には特別な関係はないため、村田啓子氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
7. 当社と積水ハウス株式会社およびIHH Healthcare Berhadとの間には特別な関係はないため、田中 聡氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
8. 当社と株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーとの間には特別な関係はないため、井戸清人氏は社外取締役としての独立性を十分に有していると判断しております。
9. 当社とアズビル株式会社および日本精工株式会社との間には特別な関係はないため、永濱光弘氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。
10. 当社と谷津法律会計事務所、SMBC日興証券株式会社および協和キリン株式会社との間には特別な関係はないため、谷津朋美氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。
11. 当社と株式会社ロングリーチビジネスパートナーズとの間には特別な関係はないため、小松健次氏は社外監査役としての独立性を十分に有していると判断しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社定款に基づき、当社は社外取締役および監査役の全員と責任限定契約を締結しております。その内容の概要は次のとおりです。

社外取締役および監査役は当該契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとします。

3. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその地位に基づき行った行為に起因してなされた損害賠償請求による賠償金および争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および子会社において役員、執行役員および管理・監督の立場にある従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

また、被保険者に期待される役割が損なわれないようにするため、填補限度額および免責事由を設定しています。

4. 役員報酬等の総額

単位：百万円（百万円未満切捨表示）

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬			株式報酬	
		定額報酬	業績連動型報酬 (注) 3	その他 (注) 4	譲渡制限付株式報酬 (注) 5	
取締役 (うち社外取締役)	512 (57)	313 (57)	168 (-)	2 (-)	28 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	95 (37)	95 (37)	-	-	-	5 (3)

(注) 1. 当社の取締役および監査役の報酬等については、次のとおり決議されております。

		株主総会決議日	決議に係る員数
①取締役 金銭報酬額	年額 800百万円以内 (うち社外取締役分は 100百万円以内)	第131回定時株主総会 (2012年6月22日開催)	10名 (うち社外取締役2名)
②取締役 譲渡制限付株式報酬額 (①とは別枠)	年額 90百万円以内、かつ 年間 60千株以内	第140回定時株主総会 (2021年3月25日開催)	8名
③監査役 報酬額	年額 100百万円以内	第125回定時株主総会 (2006年6月28日開催)	5名

- 上記の報酬等の金額は、経営諮問委員会において次頁以降に記載の決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、その内容を取締役会が十分に勘案したうえで決定しており、当該金額は次頁以降に記載の決定方針に沿うものであると判断しております。
- 業績連動型報酬の内容、指標の選定理由および算定方法は、次頁以降の決定方針に記載のとおりです。算定する指標となる当事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」は、8頁の「10. 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。
- 国内非居住の取締役1名に対して、譲渡制限付株式報酬の代わりに、株価連動型金銭報酬（ファントムストック）を、金銭報酬の報酬枠の範囲内で支給しております。
- 取締役6名分の譲渡制限付株式報酬です。なお、本譲渡制限付株式報酬とは別に、執行役員を兼ねている取締役4名に対する執行役員分の譲渡制限付株式報酬は13百万円です。
- 上記の報酬等の金額は、当事業年度における費用計上額を記載しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役の報酬等は、長期的・持続的な企業業績および企業価値の向上を実現させるため、職責に相応しい有能な取締役の確保・定着も考慮した競争力のある報酬水準および報酬体系とすることを基本方針とし、①職責に応じた基本報酬としての定額報酬、②単年度の業績の達成を目指すためのインセンティブとしての業績連動型報酬、および③適正な会社経営を通じた中長期的な企業価値の向上と株主との価値共有を図ることを目的とした株式報酬の3つの部分により構成します。ただし、社外取締役については独立した立場から経営の監督を行う役割を担うことから定額報酬のみとし、業績連動型報酬や株式報酬は設けません。

具体的な報酬水準と報酬体系については、専門性のある外部調査機関が行う東京証券取引所プライム市場上場企業等を対象にした役員報酬調査の結果と従業員最上位職の給与を参考にしつつ、社外役員と社外有識者を中心とする経営諮問委員会が、適切な報酬水準・体系であるかを検証・審議したうえで、その結果を取締役に答申します。取締役会は、当該答申を十分に勘案し、報酬水準と報酬体系を決定するものとします。

2. 報酬等を与える時期

上記1に記載の報酬等を与える時期は以下のとおりとします。

報酬等の種類	報酬を与える時期
定額報酬 (金銭報酬)	月例の固定報酬として支給します。
業績連動型報酬 (金銭報酬)	賞与として毎年1回一定の時期に支給します。
譲渡制限付株式報酬(注)1、2 (株式報酬)	毎年1回一定の時期に支給します。

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬は、2021年3月25日開催の当社第140回定時株主総会において、従来のストックオプションに代わり、新たに導入しています。

2. 国内非居住の取締役に、譲渡制限付株式報酬に代えて、株価連動型金銭報酬（ファントムストック）を支給し、当該取締役の退任時に、退任時の株価に連動させた金銭報酬を支払うものとします。

3. 報酬等の決定方法

1) 取締役の報酬等の総額の限度額

当社の取締役の報酬等の総額は、下表の限度額の範囲とします。

	報酬等の種類	総額限度額	決議
①	金銭報酬	年額 800百万円以内	第131回定時株主総会
②	譲渡制限付株式報酬（①とは別枠）	年額 90百万円以内、かつ 年間 60千株以内	第140回定時株主総会

2) 報酬等の割合

各取締役における報酬等の種類ごとの割合は、以下の割合を目安とします。（年初目標達成時の場合）



3) 報酬等の額の決定方法

各取締役の個人別の報酬等の額の決定方法の方針は、下表のとおりとします。定額報酬および業績連動型報酬については、社外役員と社外有識者を中心とする経営諮問委員会において、各算定方法に基づき算出された金額を客観的な立場で評価し、その結果を取締役に答申します。取締役会は、当該答申の内容を十分に勘案したうえで、各取締役の報酬額を決定します。

また、譲渡制限付株式報酬については、算定方法に基づき算定し、各取締役の付与数を取締役会で決議して決定します。

報酬等の種類	決定方法等							
定額報酬 (金銭報酬)	(社長) 社長の定額報酬月額は、管理職最上位者の定例給与月額の約6倍とします。							
	(社長以外の取締役) 社長の定額報酬に役位別に定められた報酬指数を乗じて算出します。							
	〈取締役の役位別報酬指数〉							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>社長</th> <th>会長</th> <th>専務執行役員</th> <th>常務執行役員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100</td> <td>90</td> <td>65</td> <td>55</td> </tr> </tbody> </table>	社長	会長	専務執行役員	常務執行役員	100	90	65
社長	会長	専務執行役員	常務執行役員					
100	90	65	55					
	社長以外の取締役で代表権を有する場合は5ポイント加算します。							
	なお、社外取締役は、東京証券取引所プライム市場上場企業等の社外取締役の報酬水準を参照して決定します。							

報酬等の種類	決定方法等						
業績連動型報酬 (金銭報酬)	<p>(社長) 業績連動型報酬(賞与)を算定する指標は、事業運営と会社経営の結果を顕著に表す「親会社株主に帰属する当期純利益」とし、以下の算式により算定した金額を支給します。</p> $\text{支給額} = \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \times 0.75 / 1000 \times \text{全社業績反映率} 100\%$ <p>(社長以外の取締役) 社長の業績連動型報酬(賞与)に、定額報酬と同様の役位別報酬指数を乗じて算出した金額を支給します。ただし、事業部門を担当する取締役は、事業業績を最大化するためのインセンティブとして、全社業績反映は80%としたうえで、別途、所管する事業部門の業績反映を行い、事業業績加算として+0%~+40%の範囲内で加算を行い支給します。</p> <p>業績連動型報酬(賞与)の算式</p> <table border="1" data-bbox="507 1039 1385 1245"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コーポレート部門を担当する取締役</td> <td>$\text{支給額} = \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \times 0.75 / 1000 \times \text{役位別報酬指数}^{*1} / 100 \times \text{全社業績反映率} 100\%$</td> </tr> <tr> <td>事業部門を担当する取締役</td> <td>$\text{支給額} = \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \times 0.75 / 1000 \times \text{役位別報酬指数} / 100 \times (\text{全社業績反映率} 80\% + \text{事業業績加算率}^{*2} 0\% \sim 40\%)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 役位別報酬指数は、定額報酬の役位別報酬指数と同一とします。 *2 事業業績加算率は、担当する事業セグメントの売上高と営業利益の計画達成率と、営業利益の対前年度増減度等を評価して算出します。</p>	対象	算式	コーポレート部門を担当する取締役	$\text{支給額} = \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \times 0.75 / 1000 \times \text{役位別報酬指数}^{*1} / 100 \times \text{全社業績反映率} 100\%$	事業部門を担当する取締役	$\text{支給額} = \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \times 0.75 / 1000 \times \text{役位別報酬指数} / 100 \times (\text{全社業績反映率} 80\% + \text{事業業績加算率}^{*2} 0\% \sim 40\%)$
対象	算式						
コーポレート部門を担当する取締役	$\text{支給額} = \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \times 0.75 / 1000 \times \text{役位別報酬指数}^{*1} / 100 \times \text{全社業績反映率} 100\%$						
事業部門を担当する取締役	$\text{支給額} = \text{親会社株主に帰属する当期純利益} \times 0.75 / 1000 \times \text{役位別報酬指数} / 100 \times (\text{全社業績反映率} 80\% + \text{事業業績加算率}^{*2} 0\% \sim 40\%)$						
譲渡制限付株式報酬(注) (株式報酬)	<p>(社長) 社長の職責と他企業の報酬水準を考慮した株式数を割当てます。</p> <p>(社長以外の取締役) 役位別に定められた株式数を割当てます。役位別割当数は、株主との価値共有を図る観点から、高役位者ほど多く割当てよう設計します。 なお、譲渡制限の解除は退任時とします。</p>						

(注) 国内非居住の取締役の株価連動型金銭報酬(ファントムストック)は、役位別の譲渡制限付株式と同数のポイントを割当て、「2. 報酬等を与える時期」に記載のとおり、退任時に、退任時の株価に連動させた金銭報酬を支払うものとします。

6. 当社社外役員に関する事項

①社外役員の活動状況

	取締役会および監査役会への出席状況	活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 浜野潤	取締役会100% (16回/16回)	主に経済企画庁、内閣府等において培われた高い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役 村田啓子	取締役会100% (16回/16回)	主に内閣府、大学院等において培われた高い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役 田中聡	取締役会100% (16回/16回)	主にグローバルな企業経営に深く携わった経験と実績から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
取締役 井戸清人	取締役会100% (16回/16回)	主に財務省、外務省等において培われた高い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
監査役 永濱光弘	取締役会 94% (15回/16回) 監査役会100% (12回/12回)	主に金融機関における豊富な経験および他の企業での社外役員としての実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。
監査役 谷津朋美	取締役会100% (16回/16回) 監査役会100% (12回/12回)	主に公認会計士、弁護士としての経験および他の企業での社外役員としての実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。
監査役 小松健次	取締役会100% (16回/16回) 監査役会100% (12回/12回)	主に国内外の多くの企業の経営に携わった経験と実績に基づく専門的見地からの発言を行っております。

②上記以外に記載すべき事項

上記のほか、当社社外役員に関して、会社法施行規則第124条に基づき記載すべき事項はありません。

以上

4 当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末における当社役員の新株予約権の保有状況

①保有する新株予約権の数

391個

②目的となる株式の種類および数

普通株式 195,500株（新株予約権1個につき500株）

③当社役員の保有状況

	名称	行使期間	払込金額 行使価額	個数	保有者 数
取締役 (社外取締役を除く)	2013年5月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2013年5月15日～ 2028年5月14日	1,482円 1円	9個	3名
	2014年5月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2014年5月15日～ 2029年5月14日	1,119円 1円	11個	3名
	2015年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2015年2月17日～ 2030年2月16日	1,352円 1円	16個	3名
	2016年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2016年2月10日～ 2031年2月9日	1,200円 1円	31個	3名
	2017年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2017年2月9日～ 2032年2月8日	1,538円 1円	46個	5名
	2018年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2018年2月15日～ 2033年2月14日	1,761円 1円	32個	6名
	2019年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2019年2月14日～ 2034年2月13日	1,466円 1円	56個	6名
	2020年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2020年2月14日～ 2035年2月13日	1,314円 1円	74個	6名
	2021年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2021年2月12日～ 2036年2月11日	1,174円 1円	102個	6名

	名称	行使期間	払込金額 行使価額	個数	保有者数
社外取締役	2017年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2017年2月9日～ 2032年2月8日	1,538円 1円	2個	1名
	2018年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2018年2月15日～ 2033年2月14日	1,761円 1円	2個	1名
	2019年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2019年2月14日～ 2034年2月13日	1,466円 1円	2個	1名
	2020年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2020年2月14日～ 2035年2月13日	1,314円 1円	2個	1名
	2021年2月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	2021年2月12日～ 2036年2月11日	1,174円 1円	6個	3名

- (注) 1. 「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。
2. 株式報酬型ストックオプションの発行に際し、上記払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
3. 上記には当社執行役員を兼ねている者に執行役員分として交付した新株予約権（株式報酬型ストックオプション）が含まれております。
4. 監査役が保有する新株予約権はありません。

2. 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して 交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

1. 当事業年度末における当社会計監査人

PwC Japan有限責任監査法人

(注) 2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人から名称変更しております。

2. 当事業年度に係る会計監査人報酬等の額

PwC Japan有限責任監査法人に対する当事業年度に係る会計監査人報酬等は次のとおりです。

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る監査報酬等の額	110百万円
②当社と当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	136百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間および報酬見積り等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していないので、①の金額は金融商品取引法に基づく報酬等の金額を含めております。

3. 当社子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち17社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これに相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると監査役全員が認めた場合、監査役会は全員一致の決議により当該会計監査人を解任することとします。また、当社の会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適正な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する議案の内容として、会計監査人の解任または不再任を決定します。

5. 上記以外に記載すべき事項

上記のほか、当社会計監査人に関して、会社法施行規則第126条に基づいて記載すべき事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの整備に関する基本方針について、以下のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会が、定款および取締役会規則その他の社内規定に基づき、当社グループの経営上の重要事項について意思決定を行うとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督する。取締役会の監督機能を強化するため、3分の1以上の独立した社外取締役を選任する。
- ②取締役の指名・報酬等の経営の重要事項に関する意思決定の透明性・公正性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、社外役員および社外有識者を中心とする「経営諮問委員会」を置く。
- ③サステナビリティの視点に立った企業活動の推進のため、社長を委員長とするサステナビリティ委員会を置き、重要事項について取締役会への付議・報告を行う。
- ④法令遵守に関する方針をクラレグループ行動規範として定める。当社グループとしての体系的なコンプライアンス体制の整備・運用を行うため、社長直轄のリスク・コンプライアンス委員会を置く。
- ⑤当社グループ内の不正・違法行為および倫理に反する行為を早期に発見し、自主的な解決を図るための内部通報制度として、クラレグループ社員相談室およびグローバル・コンプライアンス・ホットラインを設置する。また、経営陣から独立した内部通報制度として、外部の弁護士事務所を介し、監査役に通報するガバナンス・ホットラインを設置する。
- ⑥独占禁止法違反の未然防止を図るため、当社グループ各社の役員および使用人に対し定期的に教育・研修を実施し、独占禁止法に関する社内指針を周知するとともに、遵守状況のモニタリングを定期的に行う体制をとる。
- ⑦経営監査本部は、内部監査規定に従って、当社グループ内における業務執行の状況を監査する。
- ⑧金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するための内部統制システムを整備し、適切に運用する。
- ⑨反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないことをクラレグループ行動規範に定め、グループ内で周知徹底する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他主要会議の議事録・資料および稟議書・伺書等の取締役の職務執行に係る記録は、法令および社内規定に従い適切に保存管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① グループリスク管理規定に基づき、グループ全体の体系的なリスク管理を行う。
- ② 当社グループの事業活動に関連して重大な危機が発生した場合には、緊急対策本部運営規定に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、対策にあたる。
- ③ 大規模災害等の重大な危機を想定し、事業中断を最小限にとどめるための事業継続計画（BCP）を事業部ごとに策定し、定期的に見直しを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの経営上の重要事項に関する取締役会への付議や社長の決裁に際しては、経営会議や各種委員会において事前審議を行い、経営の意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図る。
- ② 取締役会が選任した執行役員等にカンパニー、事業部および主要職能組織の長として事業運営の権限を与え、各組織における業務執行を適正かつ効率的に行う。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 中期経営計画や年度経営計画に定めるグループ全体の経営方針に沿って当社グループ各社の事業運営を行う。当社グループ各社は、国内グループ企業運営基準および海外グループ企業運営基準に基づき、重要な事項については当社取締役会または経営会議への付議・報告を行う。
- ② 国内グループ企業運営基準および海外グループ企業運営基準に当社グループ各社の決裁基準を定め、適正かつ効率的に運営する。また、当社グループ内の意思疎通を図り一体運営を促進するため、当社社長と当社グループ各社の社長との連絡会を適宜開催する。
- ③ クラレグループ行動規範に基づき、当社グループ各社の取締役および使用人の職務の執行が適切になされる体制とする。また、当社から当社グループ各社に役員を派遣し、各社の取締役および使用人の業務執行について監督するとともに、経営監査本部が内部監査規定に従って内部監査を実施する。

(6) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役職務を補助するため監査役スタッフを置く。監査役スタッフは、監査役の指揮命令を受けるとし、監査役スタッフの人事・処遇については人事担当役員と監査役が協議のうえ決定する。

- (7) 当社の監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会への出席、重要な子会社の社長との連絡会等を通じて当社および当社グループ各社の業務執行状況の報告を受ける。
 - ② 経営監査本部は、当社および当社グループ各社内部監査の状況について定期的に監査役会に報告を行う。
 - ③ 当社および当社グループ各社の役員は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な問題を発見した場合、速やかに監査役に報告する。また、監査役は、当社および当社グループ各社の使用人に対し、これらの事項に関し必要に応じ報告を求めることができる。
 - ④ 当社および当社グループ各社の使用人は、これらの事項をガバナンス・ホットラインを通じて監査役に通報することができる。
 - ⑤ 上記の報告および通報を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いはしない旨を社内規定に定める。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは支払い精算等の請求をしたときは、その内容が特に不合理なものでない限り、遅滞なく支払処理を行う。
- (9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換するため代表取締役と定期的に会合を持ち、また、取締役、執行役員および重要な使用人からヒアリングを実施する。

2. 当該体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。当事業年度における主な整備・運用の状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取り組み

- ① コンプライアンス意識向上を目指し、当社および国内グループ会社の部長を対象に「ワークライフバランス」および「働きやすい職場に関する部署ディスカッションの進行」を題材としたセミナーを実施し、その後受講者が所属部署にて「働きやすい職場」に関する部署ディスカッションを実施しました。
- ② クラレグループにおける独占禁止法遵守プログラムを整備し、グループ全体で同プログラムの確実な運用に努めています。2023年度においても、リスクの高い事業・分野における遵守体制のモニタリングを継続するとともに、従業員に対する教育・研修、入札案件に関する年度監査などの施策を実施しました。
- ③ 経営監査本部は、当社および当社グループにおける財務報告の適正性を確保するための内部統制システム（J-SOX）の整備・運用状況についても評価を実施しました。その内容についてPwC Japan有限責任監査法人の監査を受け、結果を取締役会に報告しました。

(2) リスク管理に関する取り組み

① グループリスク管理規定に基づき、国内外の各組織においてリスクの自己評価を実施し、リスク・コンプライアンス委員会での審議を経て、社長が重大な経営リスクを特定、リスク毎に統括責任者を選定し、リスクの回避・軽減のための対策を進めております。2023年12月に、当社グループリスク管理における2024年度の重点課題として以下を定めました。

(i) グループ全体での情報セキュリティの更なる強化ならびに機密情報管理ルールの周知徹底および運用状況のモニタリング実施により、機密情報管理レベルの向上を図る。

(ii) 保安事故の発生リスク低減のため、海外プラントにおける運転・設備管理に対する強化策を引き続き実施するとともに、グローバルPSM（プロセス・セーフティ・マネジメント）監査チームによる海外関係各社の現地監査を通じ、各社の保安管理体制上の課題も踏まえた具体的課題を客観的に抽出し、その改善を推進する。

(iii) 原燃料・副資材・機材の調達リスクに対し、サプライチェーン視点で汎用品を含む全物品を対象に実施した再点検結果に基づき、各事業の事業継続計画（BCP）上優先度の高い製品にかかる物品から、策定したリスク回避・低減対策を着実に実施し、BCPの精度・実効性の向上を図る。

② 2023年4月に「コーポレート緊急対策本部運営規定」を改定し、クライシスの種別の整理、対策本部メンバーの見直しを行い、緊急時対応体制を更新しました。事業所における環境汚染を伴う海上への重油漏洩事故を想定した緊急対策本部訓練を実施（2023年7月）しました。情報セキュリティ対策は、機密情報管理チームにて計画に沿って実行し、グローバルでのクラウドストレージ導入によるセキュリティ強化を行いました。また、インシデント対応としてグローバルCSIRT（Computer Security Incident Response Team）体制に関する規定を策定しました。

(3) 企業集団の内部統制に関する取り組み

① 社内取締役1名、社外役員5名および社外有識者2名を委員とする「経営諮問委員会」を2回開催し、取締役会の諮問機関として、取締役候補者および役員報酬等について審議し、その結果を取締役に答申・報告しました。

② 当社グループ運営に関するトップ方針の示達、グループ共通の課題と情報の共有を目的として、対面およびオンラインで主要グループ会社の経営層と個別の会議を適宜開催し、グループ内の意思疎通に努めました。当社グループ各社における重要な事項については、国内グループ企業運営基準および海外グループ企業運営基準に基づき、適宜当社取締役会または経営会議への付議・報告を行いました。

(4) 監査役の監査体制に関する取り組み

監査役は、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について代表取締役と意見交換を行うとともに、取締役、執行役員および重要な使用人へのヒアリングを実施しました。

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社クラレ

監査役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:

河瀬 博幸

94EE5307303147C...

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:

関根 和昭

C2C2353E0FE64BF...

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クラレの2023年1月1日から2023年12月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社クラレ

監査役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:

河瀬 博幸

94EE5307303147C...

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:

関根 和昭

C2C2353E0FE64BF...

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クラレの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クラレ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意

見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第143期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びPwC Japan有限責任監査法人（2023年11月までPwCあらた有限責任監査法人）から当該内部統制の評価及び監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC J a p a n有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC J a p a n有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月15日

株式会社クラレ 監査役会

常勤監査役

中山 和 大 

常勤監査役

上原 直哉 

社外監査役

永瀆 芝 弘 

社外監査役

谷津 明美 

社外監査役

小松 健史 